

平成27年9月29日9月三次市議会定例会を開議した。

1 出席議員は次のとおりである（26名）

1番 吉岡 広小路	2番 須山 敏夫	3番 池田 徹
4番 新家 良和	5番 福岡 誠志	6番 鈴木 深由希
7番 澤井 信秀	8番 小池 拓司	9番 桑田 典章
10番 山村 恵美子	11番 宍戸 稔	12番 平岡 誠
13番 小田 伸次	14番 林 千祐	15番 岡田 美津子
16番 齊木 亨	17番 杉原 利明	18番 亀井 源吉
19番 保実 治	20番 國岡 富郎	21番 大森 俊和
22番 竹原 孝剛	23番 久保井 昭則	24番 伊達 英昭
25番 助木 達夫	26番 沖原 賢治	

2 欠席議員は次のとおりである

なし

3 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（24名）

市長 増田 和俊	副市長 高岡 雅樹
副市長 瀬崎 智之	政策部長 藤井 啓介
総務部長 併三次市選挙管理委員会 事務局 局長 福永 清三	財務部長 部谷 義登
地域振興部長 白石 欣也	産業環境部長 兼農業委員会 事務局 局長 花本 英蔵
福祉保健部長 日野 宗昭	子育て・女性支援部長 瀧 奥 恵
教育長 松村 智由	教育次長 中宗 久之
建設部長 上岡 譲二	水道局長 坂本 高宏
市民部長 森本 純	市民病院部長 事務部長 山本 直樹
君田支所長 落田 正弘	布野支所長 沖田 昌子
作木支所長 加藤 良二	吉舎支所長 木屋 繁広
三良坂支所長 岡本 一彦	三和支所長 勝山 修
甲奴支所長 内藤 かすみ	監査事務局長 落合 裕子

4 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名（5名）

事務局 局長 大鎗 克文	次 長 丸 亀 徹
議事係 長 才 田 申士	政務調査係長 明 賀 克博
政務調査主任 瀧 熊 圭治	

5 会議に付した事件は次のとおりである

日程番号	議案番号	件名
第 1		広報広聴常任委員長中間報告
第 2		地方創生調査特別委員長中間報告
第 3	議案第52号 議案第53号 議案第54号 議案第55号 議案第56号 議案第62号 議案第63号 議案第64号 議案第65号 議案第67号 議案第68号 発議第9号	(総務常任委員長報告 12件) 三次市品の滝公衆トイレの設置及び管理に関する条例(案) 三次市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(案) 三次市個人情報保護条例の一部を改正する条例(案) 三次市手数料徴収条例の一部を改正する条例(案) みよしまちづくりセンター設置及び管理条例の一部を改正する条例(案) 三次市一般職の任期付職員の採用に関する条例等の一部を改正する条例(案) 個別外部監査契約に基づく監査によることについて 個別外部監査契約の締結について 過疎地域自立促進計画の変更について 動産の買入れの契約について 動産の買入れの契約について 三次市自転車安全利用に関する条例(案)
第 4	議案第58号 議案第59号 議案第60号 議案第61号 議案第85号 議案第86号	(教育民生常任委員長報告 6件) 三次市病後児保育室設置及び管理条例の一部を改正する条例(案) 三次市保育所設置条例の一部を改正する等の条例(案) 三次市税条例の一部を改正する条例(案) 三次市公の施設等の整理のための関係条例の整理等に関する条例(案) 動産の買入れの契約について 動産の買入れの契約について
第 5	議案第57号 議案第66号	(産業建設常任委員長報告 2件) 三次市斎場設置及び管理条例の一部を改正する条例(案) 指定管理者の指定について

第 6		(予算決算常任委員長報告 16件)
	議案第69号	平成26年度三次市一般会計歳入歳出決算認定について
	議案第70号	平成26年度三次市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
	議案第71号	平成26年度三次市診療所特別会計歳入歳出決算認定について
	議案第72号	平成26年度三次市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
	議案第73号	平成26年度三次市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
	議案第74号	平成26年度三次市土地取得特別会計歳入歳出決算認定について
	議案第75号	平成26年度三次市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
	議案第76号	平成26年度三次市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
	議案第77号	平成26年度三次市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
	議案第78号	平成26年度三次市病院事業会計決算認定について
	議案第79号	平成26年度三次市水道事業会計決算認定について
	議案第80号	平成27年度三次市一般会計補正予算(第2号)(案)
	議案第81号	平成27年度三次市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)(案)
議案第82号	平成27年度三次市介護保険特別会計補正予算(第1号)(案)	
議案第83号	平成27年度三次市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)(案)	
議案第84号	平成27年度三次市簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)(案)	
第 7	議案第87号	人権擁護委員の候補者の推薦について
	議案第88号	人権擁護委員の候補者の推薦について
	議案第89号	人権擁護委員の候補者の推薦について
	議案第90号	人権擁護委員の候補者の推薦について
第 8	発議第10号	ヘイトスピーチの根絶に向けた法整備を含む対策の強化を求める意見書(案)
第 9	発議第11号	地方創生に係る新型交付金等の財源確保を求める意見書(案)
第10	発議第12号	参議院本会議における安保関連法案の採決に抗議をする意見書(案)
第11	陳情第2号	「三次市親水公園グラウンド・ゴルフ場の整備・管理に関することについて」の取下げの件

平成27年9月三次市議会定例会議事日程（第5号）

（平成27年9月29日）

日程番号	議案番号	件名
第 1		広報広聴常任委員長中間報告……………244
第 2		地方創生調査特別委員長中間報告……………245
第 3		（総務常任委員長報告12件）
	議 52	三次市品の滝公衆トイレの設置及び管理に関する条例（案）……………248
	議 53	三次市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（案）……………248
	議 54	三次市個人情報保護条例の一部を改正する条例（案）……………248
	議 55	三次市手数料徴収条例の一部を改正する条例（案）……………248
	議 56	みよしまちづくりセンター設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）……………248
	議 62	三次市一般職の任期付職員の採用に関する条例等の一部を改正する条例（案）……………248
	議 63	個別外部監査契約に基づく監査によることについて……………248
	議 64	個別外部監査契約の締結について……………248
	議 65	過疎地域自立促進計画の変更について……………248
	議 67	動産の買入れの契約について……………248
議 68	動産の買入れの契約について……………248	
発 9	三次市自転車安全利用に関する条例（案）……………248	
第 4		（教育民生常任委員長報告6件）
	議 58	三次市病後児保育室設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）……………252
	議 59	三次市保育所設置条例の一部を改正する等の条例（案）……………252
	議 60	三次市税条例の一部を改正する条例（案）……………252
	議 61	三次市公の施設等の整理のための関係条例の整理等に関する条例（案）……………252
	議 85	動産の買入れの契約について……………252
議 86	動産の買入れの契約について……………252	

第 5	議 57	(産業建設常任委員長報告 2件) 三次市斎場設置及び管理条例の一部を改正する条例(案) ……254
	議 66	指定管理者の指定について ……254
第 6	議 69	(予算決算常任委員長報告 16件) 平成26年度三次市一般会計歳入歳出決算認定について ……255
	議 70	平成26年度三次市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定に ついて ……255
	議 71	平成26年度三次市診療所特別会計歳入歳出決算認定について ……255
	議 72	平成26年度三次市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について ……255
	議 73	平成26年度三次市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定に ついて ……255
	議 74	平成26年度三次市土地取得特別会計歳入歳出決算認定について ……255
	議 75	平成26年度三次市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定に ついて ……255
	議 76	平成26年度三次市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算 認定について ……255
	議 77	平成26年度三次市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定に ついて ……255
	議 78	平成26年度三次市病院事業会計決算認定について ……255
	議 79	平成26年度三次市水道事業会計決算認定について ……255
	議 80	平成27年度三次市一般会計補正予算(第2号)(案) ……256
	議 81	平成27年度三次市国民健康保険特別会計補正予算(第1号) (案) ……256
	議 82	平成27年度三次市介護保険特別会計補正予算 (第1号)(案) ……256
	議 83	平成27年度三次市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第1号)(案) ……256
	議 84	平成27年度三次市簡易水道事業特別会計補正予算 (第1号)(案) ……256
第 7	議 87	人権擁護委員の候補者の推薦について ……258
	議 88	人権擁護委員の候補者の推薦について ……258
	議 89	人権擁護委員の候補者の推薦について ……258
	議 90	人権擁護委員の候補者の推薦について ……258
第 8	発 10	ヘイトスピーチの根絶に向けた法整備を含む対策の強化を求め る意見書(案) ……260

第 9	発 11	地方創生に係る新型交付金等の財源確保を求める意見書（案） .....261
第 10	発 12	参議院本会議における安保関連法案の採決に抗議をする意見書 （案） .....263
第 11	陳 2	「三次市親水公園グラウンド・ゴルフ場の整備・管理に関する ことについて」の取下げの件.....270

~~~~~ ○ ~~~~~

——開議 午前10時 0分——

○議長（沖原賢治君） 皆さんおはようございます。

傍聴者の皆様及び視聴者の皆様には、お越しまは御視聴いただきまして、まことにありがとうございます。

本日は9月定例会最終日であります。

各委員会の報告と採決及び追加議案等の審議を行います。

ただいまの出席議員数は26人であります。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議録署名者として、杉原議員及び齊木議員を指名をいたします。

ここで増田市長から発言をしたい旨申し出がありましたので、この際これを許します。

増田市長。

○市長（増田和俊君） 皆さんおはようございます。

9月定例会におきまして、議員各位には9月4日の開会より長期間にわたり御審議をいただき、本当にありがとうございます。

本日、議会最終日にあたり、一般会計ほか10会計の決算日程を含む、議案35件につきまして御可決いただきますようお願いをいたします。

また本日の議事日程にあります。地方創生調査特別委員会では、地方創生の取り組みについて議論をいただき、体系別に取りまとめていただいた特別委員会としてのお考えを御報告をいただくように、お伺いをいたしております。その意見を踏まえ、今後、市民と市議会及び、市が対話と共感を大切にしながら、また一体性を持ちながら地方創生を実現すべく、三次市まち・ひと・しごと創生総合戦略を仕上げたいと思っております。

さて今年度から、定住対策課を設置するなど、平成26年3月に策定した第2次三次市総合計画に基づき、これまでも本市への定住促進に取り組んで来たところでございますが、先ほど申し上げました、三次市まち・ひと・しごとの創生総合戦略を予定しております取り組みの着実かつ迅速な実行により定住促進を加速するために、町内における総合的な推進体制として、三次市定住促進本部を設置いたしました。この本部の設置にあたり、本日午前8時より、部局長並びに課長級職員を召集し、訓辞を行うとともに、市の全職員に向け定住促進策の取り組みを全庁的に加速するよう指示を出したところであります。

今後、人口減少に真っ正面から向かい合い、全職員が一丸となって本課題に挑戦し、定住促進を着実に進めてまいり所存でございます。

最後に、既に御案内を申し上げますが、来月4日に三次駅周辺整備事業の竣工記念式典を開催いたします。今後、市の玄関口であるJR三次駅を中心に整備した公共交通機関の建設拠点機能、観光情報発信機能、コミュニティ機能を十分発揮し、人々の交流とにぎわいの創出による中心市街地の活性化を図ってまいりますので、議員各位におかれましては、記念式典に御出席くださいますようお願いいたします。

本日の議事進行を含め、今後とも議員各位の格別の御協力と御支援をお願い申し上げ、私の御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしく申し上げます。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第1 広報広聴常任委員長中間報告

○議長（沖原賢治君） 日程第1、広報広聴常任委員長中間報告を議題といたします。

報告を求めます。

（広報広聴常任委員長 岡田君、挙手して発言を求める）

○議長（沖原賢治君） 岡田広報広聴常任委員長。

〔広報広聴常任委員長 岡田美津子君 登壇〕

○広報広聴常任委員長（岡田美津子君） 皆さんおはようございます。

それでは、広報広聴常任委員長の中間報告をさせていただきます。

広報広聴常任委員会では、議会情報の発信や新たな情報収集等に恒常的に取り組むとともに、広報広聴機能をより強化するために、所管事項である新たな広報広聴活動について、継続的に調査研究を行ってきました。

これまで、情報発信の強化策として、議会ホームページの項目の拡充やインターネットでの本会議生中継無料アプリ「i広報紙」での議会だよりの配信、さらには「市議会だよりの早刷り版」と称してケーブルテレビでの議会報告などを実現してまいりました。

また、これらの成果に加え、情報発信や情報収集能力の向上のため、議会活動及び議員活動へのソーシャルメディアやタブレット端末の活用について調査研究をしてまいりました。その審査の経過及び本事業に係る報告をいたします。

本委員会では、先進的にタブレット端末を導入している議会の状況調査が必要であるとして、平成25年度には三重県鳥羽市議会、平成26年度には兵庫県篠山市議会、平成27年度には福岡県嘉麻市議会及び島根県美郷町議会を視察いたしました。

また、タブレット端末をはじめとするIT機器の導入には等しく全議員が理解し、有効活用できることが重要であり、その基盤づくりとして平成26年7月14日には全議員を対象とした研修会を開催しました。さらにはより理解を深めるため、平成27年7月から8月にかけて会派ごとに研修会を開催いたしました。

これらの取り組みを経て、去る9月8日の委員会において、タブレット端末の導入及び活用については、議会運営及び議員活動等における導入効果と導入に係る経費等を総合的に判断したところ、積極的に推進するべきであるとの結論に達しました。

まず、タブレット導入の目的について申し上げます。第1に、情報共有の迅速化を図り、効率的な議会運営を行うこと。第2に、議員活動の充実、並びに市民への積極的な情報提供が可能となること。第3に、ペーパーレス化による環境負荷の軽減及び経費の削減並びに印刷・製本・確認作業等の労務軽減です。

目的を達成するためのタブレット端末の活用範囲として、本会議、議会運営委員会、常任委員会等の各種資料の電子化を行うこと。議員への通知、情報提供、緊急時の通信手段とするこ



と。スケジュールの共有化を行うこと。議案、会議録、例規集などの膨大な資料の検索を行うこと。インターネットや各種アプリケーションの活用を行うことなどを想定しております。

これらは、議会運営全般を想定しているため、目的を最大限に達成するためには執行部用の端末導入についても検討する必要があります。

次に、導入時期については、本市議会が平成28年4月に2名減で改選されることや、現在、議員に貸与されているパソコンのリース契約が平成28年10月で満了することをお聞きして、平成28年度中が望ましいと判断いたしました。そのためには、早急に議員全員の合意を得て、予算化の協議を行っていく必要があります。

予算については、先進市議会の例によると、選定する機種やW i F i モデル・セルラーモデルの通信方式の選択、また文書共有のためのアプリケーションの金額の違いによって年間約200万円から400万円と差があり、市議会として導入すべき最適なシステム構成について判断する必要があります。

今後、議会運営面では会議規則、委員会条例等の改正の検討やタブレット端末使用基準やルールの策定も必要であるため、議会内部の推進体制を構築するとともに、文書の電子化、ペーパーレス会議、システムのセキュリティ対策等については執行部の協力が必要であり、執行部、議会による導入検討会議の立ち上げを要請いたします。

最後に、今後も議会活動の公正性及び透明性の確保、市民の多様な意見の市政への反映に寄与すべく、広報広聴機能の強化について継続的に取り組んでいくことを述べ、中間報告といたします。

○議長（沖原賢治君） 本件は報告のとおりといたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第2 地方創生調査特別委員長中間報告

○議長（沖原賢治君） 日程第2、地方創生調査特別委員長中間報告を議題といたします。

報告を求めます。

（地方創生調査特別委員長 亀井源吉君、挙手して発言を求めらる）

○議長（沖原賢治君） 亀井地方創生調査特別委員長。

〔地方創生調査特別委員長 亀井源吉君 登壇〕

○地方創生調査特別委員長（亀井源吉君） 皆さんおはようございます。

国では、急速な少子高齢化の進行、人口減少へ歯どめをかけること、東京圏への人口の過度な集中の是正を目的に、平成26年11月に「まち・ひと・しごと創生法」を制定、またそれに沿った「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」が決定され、地方の安定した雇用の創出、地方への新しい人の流れの創出などを基本目標に施策の展開が進められているところであります。

本市では、国よりいち早く、平成26年3月に人口減少・少子高齢社会への挑戦を掲げた第2次三次市総合計画が策定されました。

この総合計画に掲げるまちづくりの取り組みのうち、本市の将来の目標とする人口規模を示した「地方人口ビジョン」と、それを踏まえた今後5年間の地方創生にかかる重点事業をまと

める「地方版総合戦略」を、三次市まち・ひと・しごと創生市民会議において策定に向け議論が深められています。

この策定にあたっては、各段階において議会と執行部が十分に議論することが求められていること、また第2次三次市総合計画の進捗状況の検証も含め、平成27年6月19日に10名の議員で「地方創生調査特別委員会」を設置したところであります。

この特別委員会は設置以降、市民会議で出された意見について、執行部から2回の聞き取りを行うとともに、それと並行して特別委員会の考えをまとめるべく、委員会独自で3回にわたって議論を重ね、さらに各会派からも意見を聴取しながら提案内容の調整を進めてきました。

今回は執行部が取りまとめられた内容を尊重しつつ、我々が地域に足を運ぶ中で市民から出された意見や課題をまとめ、今後検討されたい施策を国の示す「まち・ひと・しごと創生」の体系別に報告するものであります。

まずは「まちの創生」であります。いずれの項目にも該当する事項ではありますが、やはりこれからの自治を考えると、若者を中心としたマンパワーが必要であると捉えています。

昔、地域において青年団や青年会が組織され、想いをともにした若者が地域イベントや祭りを盛り上げていました。それはまた会員同士の出会いの機会でもありました。様々な活動を通じて地域の先輩方と関わり、幼い子どもたちとふれあい、充実したコミュニティが形成されていたことが思い起こされます。

先日、広島県提供の資料「若者の社会動態に関する意識調査」において「東京・大阪圏在住の本県出身者におけるUターン意向」の項目で、約7割の若者が将来、広島へのUターンを検討したい」とありました。今の若者たちにもふるさとを愛する気持ち、育てられた地域への愛着の表れではないかと分析しております。

多くの自治体で、若者・女性を中心としたU・J・Iターンを掲げた地方創生が叫ばれていますが、本市では三次で育った、そして三次にゆかりのある子どもたちのUターンをターゲットとして絞った定住対策の展開が必要ではないでしょうか。もちろん、魅力のあるUターンとするためには、次の「ひとの創生」、「しごとの創生」との繋がりが不可欠です。

「ひとの創生」には次の2点をキーワードに掲げました。1つ目は「他の自治体をリードする多面的な子育て支援」であります。本市においては、これまで保育料の軽減や医療費の補助、多様な保育サービス、さらには24時間小児救急、発達支援センター、子育て支援センターなど「子育て環境日本一」を掲げて取り組みが進められてきました。

この取り組みは多くの自治体の模範となり、参考にされている中で、今年度実施された不妊治療の全額補助に続いて、不育症治療補助の制度化など、出産にかかるすべての費用を無料にすること、また現行の第3子目以降、保育料の軽減制度を拡充、ひとり親家庭への大幅な支援策など他の自治体よりも、さらに一歩前に進んだ支援策が望まれます。

もう一つには、「子ども達の夢を応援」することです。これまでも様々な教育や地域づくりを通じて、子どもたちの将来の目標に向けての支援を進めてこられました。

先般、行政視察において「国の全国学力・学習状況調査」で、常に上位に位置している福井

県敦賀市を訪れました。もちろん多様なカリキュラムを通じて学校、教員が一丸となって取り組んでいることに加えて、全ての教室に空調を整備し、学習環境を整えていることがわかりました。やはり目的は集中力アップにあるそうです。

本市は、広島県「基礎・基本」定着状況調査における順位を、小中学校とも全教科県内5位以内との目標を掲げています。目指す進路に向けて全力でサポートする学習環境整備も、ほかの自治体に差をつける1つの手段ではないかと考えています。

また、教育には多くの負担が必要となります。現在も多くの奨学金制度がありますが、他の制度との併用は認められていない場合がほとんどです。例えば医者や医療職を目指すには、現行制度だけでは、その教育を受ける必要な資金が不足する場合も考えられます。そういった夢を持った子どもたちのために、行政を先頭に市民全員で応援する本市独自の教育基金を創設する提案です。それを財源に教育ローンの利子補給であるとか、三次版「医師育成奨学金制度」といったような施策を展開し、今後、地方で不足が予想される医師、看護師及び助産師などを市民みんなで育てるための可能性を探ることも必要と考えます。

第2次三次市総合計画では「新たな価値を創造していこうとする若者を育み、支援する必要がある」とされているところです。

次は「しごとの創生」であります。若者を呼び込むためには魅力ある職場、自分の力を試せる職場が必要であり、地場産業の育成・振興とともに企業誘致が最も有効な施策であることは言うまでもありません。しかしながら、本市のような中山間地域の集落を維持するためには基幹産業である農業の創生が欠かせません。

そのためには、「まちの創生」でも提案したように若者、担い手の確保が重要かつ必要不可欠なキーワードになると考えています。当然、農業が魅力あるものでなくてはなりません、特に若者が容易に農業に参入しやすい体制づくりを整えることが何より必要ではないでしょうか。

例えば、都会の女性の田舎暮らしを応援する、農業体験のための住宅環境を整備する、空いた市営住宅を体験者専用リフォームするなど、新たな取り組みも考えられます。

行政・農協・地域が連携した新たな仕組みづくりや使われていない農地や農業施設の再生など、新たな分野の開拓にも目を向ける必要があります。

さらには、中国縦貫道、やまなみ街道のクロス地点である立地環境をいかした人の呼び込みも重要です。江戸時代から約400年の歴史を持ち、この度、広島県無形民俗文化財「民俗技術」第1号に指定された「三次鶉飼」などの地域資源や歴史を中心に有利な拠点性を前面に掲げながら、官民一体となったオール三次の観光戦略の強化が望まれます。多くの人においでいただくとともに、自ら誇れるふるさとでありたいと考えております。

以上、特別委員会で協議した主なものについて報告をしてきました。具体的な提案は、別紙「三次市議会地方創生特別委員会『まち・ひと・しごと創生総合戦略』」のとおりでまとめています。

最後に、本市では平成18年に市民のしあわせを掲げた「三次市まち・ゆめ基本条例」を制定

しました。この条例の目的には「市民と市議会及び市がお互いに理解を深め、信頼しあう関係をつくり、協働して取り組むまちづくりの考え方と仕組みを定め、自治を実現していくことを目指してまいります」とあります。

この度の地方版総合戦略がきっかけとなり「協働して取り組むまちづくり」がさらに推進され、人口減少・少子高齢化に歯止めがかかると同時に、新たな「三次市」が創生されることを希望して、地方創生調査特別委員会の中間報告を終わります。

○議長（沖原賢治君） 本件は報告のみといたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第3 総務常任委員長報告12件

議案第52号 三次市品の滝公衆トイレの設置及び管理に関する条例（案）

議案第53号 三次市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（案）

議案第54号 三次市個人情報保護条例の一部を改正する条例（案）

議案第55号 三次市手数料徴収条例の一部を改正する条例（案）

議案第56号 みよしまちづくりセンター設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）

議案第62号 三次市一般職の任期付職員の採用に関する条例等の一部を改正する条例（案）

議案第63号 個別外部監査契約に基づく監査によることについて

議案第64号 個別外部監査契約の締結について

議案第65号 過疎地域自立促進計画の変更について

議案第67号 動産の買入れの契約について

議案第68号 動産の買入れの契約について

発議第9号 三次市自転車の安全利用に関する条例（案）

○議長（沖原賢治君） 日程第3、議案第52号三次市品の滝公衆トイレの設置及び管理に関する条例（案）外10議案及び発議1件を一括議題といたします。

議案11件及び、発議1件について、総務常任委員長の報告を求めます。

（総務常任委員長 亀井源吉君、挙手して発言を求めらる）

○議長（沖原賢治君） 亀井総務常任委員長。

〔総務常任委員長 亀井源吉君 登壇〕

○総務常任委員長（亀井源吉君） 今期定例会において、総務常任委員会に審査付託となりました議案12件について、その審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本委員会では、去る9月10日に委員会を開催し、担当部長等の出席を求め慎重に審査いたしました。

議案第52号三次市品の滝公衆トイレの設置及び管理に関する条例（案）外議案11件について

は、審査の結果、いずれも全員一致をもって原案のとおり可決してよいものと決しました。

審査の過程において、各委員から述べられた指摘及び意見などの状況について、その主なものを申し上げます。

議案第53号三次市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（案）は、個人情報の漏えい防止など安全管理に努め、市民に混乱が起きないように万全な体制をとって執務にあたられたい。

議案第56号みよしまちづくりセンター設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）は、みよしまちづくりセンター別館の老朽化が著しく、非常に危険な状態であるため、事故等が起きないように徹底した管理を行われたい。

議案第62号三次市一般職の任期付職員の採用に関する条例等の一部を改正する条例（案）は、具体的な採用基準を規則等で明記されたい。また本条例を活かすためにも経験豊かな専門知識を有する職員の採用を検討されたい。

議案第67号動産の買入れの契約については、地方自治法第96条第1項第8号及び三次市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定に基づく議会の議決を得ないまま8件の動産の買入れの本契約を締結したことについて、市議会の追認議決を求める内容である。今後、二度とこのような不祥事が起きることがないように、事業担当課及び契約担当課の連携を強化されたい。

以上、述べました事項のほか、委員会審査において各委員から述べられた指摘及び意見についても、今後十分に反映していただくよう要望し、委員長報告を終わります。

○議長（沖原賢治君） ただいまの委員長報告に対する質疑を願います。

（吉岡広小路君、挙手して発言を求める）

○議長（沖原賢治君） 吉岡議員。

○1番（吉岡広小路君） 議案第56号みよしまちづくりセンター設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）について、先ほどの委員長報告に対する質疑を申し上げたいと思います。

本議案については、みよしまちづくりセンター別館を廃止するもので、老朽化して不必要になったものは廃止をすればいいと考えておりますが、議案の中で、特に附則2点についてお聞きしたいと思いますが、まず施行期日の1でありますけれども、この条例は規則で定める日から施行するとなっておりますけれども、廃止の時期はいつなのかということは、委員会でどのように協議をされたのか。

2点目であります、準備行為というのがあります。この条例の施行日前においても、必要な準備行為を行う。こういった条例は、準備行為は余り見ないわけでありますけれども、この準備行為は具体的に何を指すのか、委員会でどのように議論されたか、お聞きしたいと思います。

（総務常任委員長、亀井源吉君、挙手して発言を求める）

○議長（沖原賢治君） 亀井総務常任委員長。

○総務常任委員長（亀井源吉君） 吉岡議員から2点についてお聞きがありました。しかし56号の審査において、廃止の時期とか必要な準備行為、これらについては意見が出ませんでしたの

で、これにお答えすることができませんので、御了解いただきたいと思います。

○議長（沖原賢治君） ほかに質疑はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（沖原賢治君） これを持って質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論は反対討論、賛成討論を交互にお願いいたします。

まず反対の討論を許します。

（2 番須山敏夫君、挙手して発言を求める）

○議長（沖原賢治君） 須山議員。

○2 番（須山敏夫君） ただいまの総務常任委員長報告に対し、議案第53号三次市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例案と、議案第54号三次市個人情報保護条例の一部を改正する条例案について反対討論を行います。

議案第53号は、国が定めた行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法の施行に伴い、新たに条例を定めようとするものであり、議案第54号は、同じくマイナンバー法の施行に伴い、関係条例である個人情報保護条例の一部を改正しようとするものであります。この共通番号制度、マイナンバー制度は大人から子供まですべての国民に特定の番号、12けたの個人番号をつけ、さまざまな機関や、事務処理などに散在する、さまざまな国民の個人情報、税金や保険料納付、医療、介護、年金、保育サービス利用などの情報をデータベース化して、国が一元管理しようとするものであります。

10月5日から始まる番号通知に続いて、来年1月から社会保障と税、災害対策の分野で利用開始し、民間事業者にも法人番号がつけられ、税や社会保障などの手続きでマイナンバーを使用することになっております。また希望者には、写真つきの個人番号カードの交付が来年1月から始まります。政府はマイナンバーについて、行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平、公正な社会を実現する、社会基盤と説明し、社会保障の手続きの簡略化や税の徴収漏れ、給付金などの不正受給防止などに利用するとしております。

しかし利便性と言っても、年に数えるほどの手続きの内の一部が省略できると言った程度のものであります。一方でマイナンバー制度の導入にかかる初期費用は約3000億円とも言われており、さらに年間経費に約300億円もかかり、民間事業者の負担を含めると1兆円とも言われております。民間事業者は、雇用する社員らの個人情報番号について、扱う担当者を決め、別室で厳重管理しなければならないなど、社員5人の零細業者でも数十万円を要すると言われております。これだけ税と負担を強いながらまともなメリットを示せない一方、飛躍的に高まるのはプライバシーの侵害や情報漏えいであり、プライバシーを守る権利は憲法で保証された人権であり、個人情報はむやみに知られることのないようにすべきものであります。

政府が国民に番号をつけて、多くの個人情報を一括管理、利用すること自体が重大問題であります。マイナンバーを通して大量の個人情報が、公務、民間を問わず利用されることになれ

ば、個人情報が入り込む式に引き出され、情報漏えいや、なりすまし、不正利用など、プライバシー侵害の危険性が高まることは明らかであります。

政府は、ファイヤーウォールもあり、個人情報にアクセスできる人は限られると強調しますが、個人番号を官民が使うという仕組み自体が漏えいの危険を高めるものであります。日本年金機構が125万件もの情報漏えいを起こしたように、絶対に事故は防げるものではないと考えます。それにもかかわらず政府はあらゆる分野での利用拡大を計画しており、今度の国家では、金融機関の預金口座や健康診断情報にも利用を広げる法律が強行されました。

主要国首脳会議G7、7カ国で、日本のように全員強制、生涯普遍、官民利用の番号制度を導入している国はありません。アメリカ、カナダは任意の社会保障番号、フランスは社会保障番号、ドイツ、イタリアは納税分野の番号を導入しておりますが、イギリスは国民IDカードを導入しようとして反対にあい、中止になっております。導入したアメリカや韓国では、銀行口座など大量の個人情報が流出して被害が発生し、見直しに追い込まれております。日本のマイナンバーは、世界の流れに逆行する時代おくれの制度であると言わざるを得ません。

マイナンバー制度の導入は、税の徴収強化や社会保障などの公共サービスの抑制を行うのが本当のねらいであると考えます。国民に負担増、給付等の削減を押しつける共通番号、マイナンバー制度は実施すべきではないと考えます。

以上のことから、議案第53号及び54号は共通番号、マイナンバー制度を実施推進するための議案であることから反対をするものであります。

以上です。

○議長（沖原賢治君） 次に賛成の討論を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（沖原賢治君） これをもって討論を終わります。

これより議案第52号外10議案及び発議1件を採決をいたします。

初めに、反対討論のありました議案第53号三次市行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（案）を採決をいたします。

本案は、反対討論がありましたので、起立により採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第53号は委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖原賢治君） 起立多数であります。

よって議案第53号三次市行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（案）は可決されました。

次に、反対討論のありました議案第54号三次市個人情報保護条例の一部を改正する条例（案）を採決いたします。

本案は反対討論がありましたので、起立により採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第54号は委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖原賢治君） 起立多数であります。

よって議案第54号三次市個人情報保護条例の一部を改正する条例（案）は可決されました。

次に議案第52号、議案第55号、議案第56号、議案第62号から議案第65号、議案第67号、議案第68号及び発議第9号一括採決をいたします。

議案9件及び発議1件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

議案第52号外8議案及び発議1件は委員長のとおりに決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（沖原賢治君） 御異議なしと認めます。

よって議案第52号外8議案及び発議1件は委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第4 教育民生常任委員長報告6件

議案第58号 三次市病後児保育室設置及び管理条例の一部を改正する条例  
（案）

議案第59号 三次市保育所設置条例の一部を改正する等の条例（案）

議案第60号 三次市税条例の一部を改正する条例（案）

議案第61号 三次市公の施設等の整理のための関係条例の整理等に関する  
条例（案）

議案第85号 動産の買入れの契約について

議案第86号 動産の買入れの契約について

○議長（沖原賢治君） 日程第4、議案第58号三次市病後児保育室設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）外5議案を一括議題といたします。

議案6件について、教育民生常任委員長の報告を求めます。

○議長（沖原賢治君） 新家教育民生常任委員長。

〔教育民生常任委員長 新家良和君 登壇〕

○教育民生常任委員長（新家良和君） 皆さんおはようございます。

教育民生常任委員長報告を行います。

今期定例会において、教育民生常任委員会に審査付託となりました議案6件について、その審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本委員会では、去る9月10日に委員会を開催し、担当部長等の出席を求め、慎重に審査いたしました。

議案第60号三次市税条例の一部を改正する条例（案）は、賛成多数をもって原案のとおり可



決してよいものと決しました。

次に、議案第58号三次市病後児保育室設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）外議案4件については、審査の結果、いずれも全員一致をもって原案のとおり可決してよいものと決しました。

審査の過程において、各委員から述べられました指摘及び意見について、その主なものを申し上げます。

議案第85号動産の買入れ契約については、市内小学校のパソコン教室クライアント機器等の取得、議案第86号動産の買入れ契約についても、市内中学校のパソコン教室クライアント機器等を取得するため承認を求めるものである。今回の取得による機器更新で、児童・生徒の情報端末機器を利用した学習環境は大きく向上すると思われるが、国の示す「第2期教育振興基本計画」等に掲げられた整備目標に達してはいない。

財政的な側面も考慮する必要があるが、可能な限り、教員の指導力向上も含め、ICT環境整備を計画的に進めていく必要がある。

児童・生徒自らが、今日の情報化やグローバル化の進展に対応できる力を育める教育環境整備に今後一層努められたい。

以上、申し述べました事項のほか、委員会審査の過程において各委員から述べられた指摘及び意見についても、今後十分に反映をしていただくよう要望し、委員長報告を終わります。

○議長（沖原賢治君） ただいまの委員長報告に対する質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（沖原賢治君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論は反対討論、賛成討論を交互にお願いいたします。

まず反対の討論を許します。

（2番須山敏夫君、挙手して発言を求める）

○議長（沖原賢治君） 須山議員。

○2番（須山敏夫君） ただいまの教育民生常任委員長報告に対し、議案第60号三次市税条例の一部を改正する条例（案）について反対の討論を行います。

本条例改正案は、先ほどの総務常任委員長報告に対する議案第53号及び議案第54号についての反対討論で述べたように、共通番号制度、いわゆるマイナンバー制度の実施、推進するためのものであることから、議案第60号に対しましても同様に反対するものであります。

以上です。

○議長（沖原賢治君） 次に、賛成の討論を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（沖原賢治君） これをもって討論を終わります。

これより議案第58号外5議案を一括採決をいたします。

初めに、反対討論のありました議案第60号三次市税条例の一部を改正する条例（案）を採決をいたします。

本案は反対討論がありましたので、起立により採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第60号は委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖原賢治君） 起立多数であります。

よって議案第60号、三次市税条例の一部を改正する条例（案）は可決されました。

次に、議案第58号及び議案第59号、議案第61号、議案第85号、議案第86号を一括採決をいたします。

議案5件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

議案第58号外4議案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（沖原賢治君） 御異議なしと認めます。

よって議案第58号外、4議案は委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第5 産業建設常任委員長報告2件

議案第57号 三次市斎場設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）

議案第66号 指定管理者の指定について

○議長（沖原賢治君） 日程第5、議案第57号三次市斎場設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）外1議案を一括議題といたします。

議案2件について産業建設常任委員長の報告を求めます。

（産業建設常任委員長 助木達夫君、挙手して発言を求める）

○議長（沖原賢治君） 助木産業建設常任委員長。

〔産業建設常任委員長 助木達夫君 登壇〕

○産業建設常任委員長（助木達夫君） 皆さん、おはようございます。

今期定例会において、産業建設常任委員会に審査付託となりました議案2件について、その審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本委員会では、去る9月10日に委員会を開催し、担当部長等の出席を求め、慎重に審査いたしました。

議案第57号三次市斎場設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）及び議案第66号指定管理者の指定については、審査の結果、いずれも全員一致をもって原案のとおり可決してよいものと決しました。

審査の過程において、各委員から述べられた指摘及び意見について、その主なものを申し上げます。

付託された2議案は、三次市斎場、三次市君田斎場やすらぎ苑、三次市甲奴斎場紅梅苑の指定管理者が斎場管理部門を分社化することに伴い、新たに指定管理者を指定する必要性が生じたため提案されたものであり、引き続き人生の終えんの場にふさわしい斎場として、市民の皆さんに利用いただけるよう、行政窓口と指定管理者の連携を強化し、円滑な運営に努められたい。

以上、述べました事項のほか、委員会審査において各委員から述べられた指摘及び意見についても、今後十分に反映していただくよう要望し、委員長報告を終わります。

○議長（沖原賢治君） ただいまの委員長報告に対する質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（沖原賢治君） 質疑なしと認めます。

討論願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（沖原賢治君） 討論なしと認めます。

これより議案第57号外1議案を一括採決いたします。

議案2件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（沖原賢治君） 御異議なしと認めます。

よって議案第57号外1議案は委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第6 予算決算常任委員長報告16件

議案第69号 平成26年度三次市一般会計歳入歳出決算認定について

議案第70号 平成26年度三次市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

議案第71号 平成26年度三次市診療所特別会計歳入歳出決算認定について

議案第72号 平成26年度三次市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

議案第73号 平成26年度三次市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

議案第74号 平成26年度三次市土地取得特別会計歳入歳出決算認定について

議案第75号 平成26年度三次市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第76号 平成26年度三次市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第77号 平成26年度三次市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第78号 平成26年度三次市病院事業会計決算認定について

議案第79号 平成26年度三次市水道事業会計決算認定について

議案第80号 平成27年度三次市一般会計補正予算（第2号）（案）

議案第81号 平成27年度三次市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）  
（案）

議案第82号 平成27年度三次市介護保険特別会計補正予算（第1号）  
（案）

議案第83号 平成27年度三次市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）  
（案）

議案第84号 平成27年度三次市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）  
（案）

○議長（沖原賢治君） 日程第6、議案第69号平成26年度三次市一般会計歳入歳出決算認定について外15議案を一括議案といたします。

議案16件について、予算決算常任委員長の報告を求めます。

（予算決算常任委員長 小田伸次君、挙手して発言を求める）

○議長（沖原賢治君） 小田予算決算常任委員長。

〔予算決算常任委員長 小田伸次君 登壇〕

○予算決算常任委員長（小田伸次君） 皆さん、改めましておはようございます。

予算決算常任委員長報告を行います。

今期定例会において、予算決算常任委員会に審査付託となりました議案16件について、その審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本委員会では、去る9月4日及び9月14日から25日までの計8日間、委員会を開催し、審査初日には昨年度に続き市長の出席を求め、会派代表による決算に関する総括質疑を行いました。各議案の審査においては、担当部局長等の出席を求め、慎重に審査いたしました。

まず、決算認定に関する議案11件について申し上げます。

議案第69号平成26年度三次市一般会計歳入歳出決算認定について外議案10件については、いづれも全員一致をもって認定してよいものと決しました。

決算審査の過程において、各委員から述べられた指摘及び意見について、その主なものを申し上げます。

議案第69号は、13億3,000万円を超える不用額が出ているが、市民ニーズに応えるためにも限られた予算を有効活用すべきで、決算数値を十分予算編成に反映させ、不用額の圧縮に努められたい。

自治活動支援交付金は、各自治組織の活動実態に見合う交付額とされたい。

議案第78号平成26年度三次市病院事業会計決算認定については、安心安全な医療提供や環境整備を図るためにも、外部評価のあり様も検討し充実に努められたい。

議案第79号平成26年度三次市水道事業会計決算認定については、効率的な事業運営や安定的な経営維持を図るため簡易水道との統合を見据えて、早期に給水原価に見合った水道料金の見直しをされたい。

続いて、補正予算に関する議案5件について申し上げます。

議案第80号平成27年度三次市一般会計補正予算（第2号）（案）については、審査の結果、賛成多数をもって可決してよいものと決しました。

次に、議案第81号平成27年度三次市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）（案）外議案3件については、いずれも全員一致をもって原案のとおり可決してよいものと決しました。

補正予算審査の過程において、各委員から述べられた指摘及び意見について、その主なものを申し上げます。

1、土地改良区に係る事務所・倉庫整備については、行財政改革の観点からも公共施設・公有財産の徹底活用を図ることを再考されたい。

2、株式会社ケーブルテレビジョンの出資・配当金の取り扱いについては、外部監査報告も加味しながら、今後十分協議されたい。

3、マイナンバー制度の導入にあたっては、人的、組織的、物理的、技術的の4分野で、安全のための管理体制を徹底されたい。

4、スクールバスについては、運行に携わる全事業者が共通認識のもと継続的に運営できるよう努められたい。

5、みよし運動公園の整備をはじめ事業実施にあたっては、事業内容やスケジュールなど事前に議会に報告されたい。

以上、述べました事項のほか、委員会において各委員から述べられた指摘及び意見についても、今後、十分に反映していただくよう要望し、委員長報告を終わります。

○議長（沖原賢治君） ただいまの委員長報告に対する質疑は、予算決算常任委員会において既に行われておりますので省略をいたします。

これより討論を行います。

討論は反対討論、賛成討論を交互にお願いをいたします。

まず反対の討論を許します。

（2番 須山敏夫君、挙手して発言を求める）

○議長（沖原賢治君） 須山議員。

○2番（須山敏夫君） ただいまの予算決算常任委員長報告に対し、議案第80号平成27年度三次市一般会計補正予算（第2号）（案）について反対討論を行います。

本補正予算（案）は豪雨等による災害復旧費や市道等の改良工事費、リフォーム支援事業、補助の追加など、全体としては是認すべきものであると考えますが、先ほどのマイナンバー制度の実施推進に伴う、戸籍住民基本台帳事務経費が195万2,000円計上されております。

補正額全体の18億7,560万9,000円からすればわずかであるかもしれませんが、マイナンバー制度は実施すべきではないとの立場から、議案第80号に反対するものであります。

以上です。

○議長（沖原賢治君） 次に、賛成の討論を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（沖原賢治君） これをもって討論を終わります。

これより議案第69号外15議案を採決をいたします。

初めに、反対討論がありました、議案第80号平成27年度三次市一般会計補正予算（第2号）（案）についてを採決をいたします。

本案は反対討論がありましたので、起立により採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖原賢治君） 起立多数であります。

よって議案第80号平成27年度三次市一般会計補正予算（第2号）（案）については委員長の報告のとおり可決されました。

次に、ただいまの議案第80号を除く議案第69号から議案第79号及び議案第81号から議案第84号までを一括採決をいたします。

決算認定に関する議案11件に関する委員長の報告は認定であります。

補正予算に関する議案4件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

議案第69号から議案第79号までの11議案及び議案第81号から議案第84号までの4議案は委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（沖原賢治君） 御異議なしと認めます。

よって議案第69号から議案第79号までの11議案は委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に議案第81号から議案第84号までの4議案は委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第7 議案第87号 人権擁護委員の候補者の推薦について

議案第88号 人権擁護委員の候補者の推薦について

議案第89号 人権擁護委員の候補者の推薦について

議案第90号 人権擁護委員の候補者の推薦について

○議長（沖原賢治君） 日程第7、議案第87号から議案第90号人権擁護委員の候補者の推薦についてを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

（高岡副市長、挙手して発言を求め）

○議長（沖原賢治君） 高岡副市長。

〔高岡副市長 登壇〕

○副市長（高岡雅樹君） ただいま御上程になりました、議案第87号から議案第90号までの議案4件について、一括して御説明申し上げます。

最初に、議案第87号人権擁護委員の候補者の推薦について御説明申し上げます。

本案は、三次市の区域における人権擁護委員の三浦修明氏の任期が平成27年12月31日をもって満了することに伴い、同氏を引き続き、同委員として法務大臣に推薦することについて、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、市議会の御意見を求めようとするものであります。なお、委員の任期は3年となっております。

次に、議案第88号人権擁護委員の候補者の推薦について御説明申し上げます。

本案は、三次市の区域における人権擁護委員の吉川昌彦氏の任期が平成27年12月31日をもって満了することに伴い、同氏を引き続き、同委員として法務大臣に推薦することについて、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、市議会の御意見を求めようとするものであります。なお、委員の任期は3年となっております。

次に、議案第89号人権擁護委員の候補者の推薦について御説明申し上げます。

本案は、三次市の区域における人権擁護委員の金行良治氏の任期が平成27年12月31日をもって満了することに伴い、同氏を引き続き、同委員として法務大臣に推薦することについて、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、市議会の御意見を求めようとするものであります。なお、委員の任期は3年となっております。

最後に、議案第90号人権擁護委員の候補者の推薦について御説明申し上げます。

本案は、三次市の区域における人権擁護委員の瀧口泰治氏の任期が平成27年12月31日をもって満了することに伴い、同氏を引き続き、同委員として法務大臣に推薦することについて、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、市議会の御意見を求めようとするものであります。なお、委員の任期は3年となっております。

以上議案4件につきまして、よろしく御審議の上、御議決いただけますようお願い申し上げます。

○議長（沖原賢治君） 本件は先例により質疑及び討論を省略し、ただちに採決をいたします。

まず議案第87号についてお諮りをいたします。

本案は原案のとおり異議ないものと回答することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（沖原賢治君） 御異議なしと認めます。

よって議案第87号は、原案のとおり異議ないものと回答することに決しました。

次に議案第88号についてお諮りいたします。

本案は原案のとおり異議ないものと回答することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（沖原賢治君） 御異議なしと認めます。

よって議案第88号は、原案のとおり異議ないものと回答することに決しました。

次に議案第89号についてお諮りいたします。

本案は原案のとおり異議ないものと回答することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（沖原賢治君） 御異議なしと認めます。

よって議案第89号は、原案のとおり異議ないものと回答することに決しました。

次に議案第90号についてお諮りいたします。

本案は原案のとおり異議ないものと回答することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（沖原賢治君） 御異議なしと認めます。

よって議案第90号は、原案のとおり異議ないものと回答することに決しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第8 発議第10号 ヘイトスピーチの根絶に向けた法整備を含む対策の強化を求める意見書（案）

○議長（沖原賢治君） 日程第8、発議第10号ヘイトスピーチの根絶に向けた法整備を含む対策の強化を求める意見書（案）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

（14番 林 千祐君、挙手して発言を求めらる）

○議長（沖原賢治君） 林議員。

〔14番 林 千祐君 登壇〕

○14番（林 千祐君） 皆さん、おはようございます。

ただいま御上程となりました発議第10号について、提出者を代表して提案理由の説明を申し上げます。

提出者は、大森俊和議員、久保井昭則議員、亀井源吉議員、宍戸 稔議員、杉原利明議員、齊木 亨議員、桑田典章議員、小池拓司議員と私、林 千祐でございます。

本案は、地方自治法第99条及び三次市議会会議規則第14条の規定により提出するものでございます。

案文の朗読をもって提案理由の説明にかえさせていただきます。

発議第10号

ヘイトスピーチの根絶に向けた法整備を含む対策の強化を求める意見書（案）

近年、一部の国や民族あるいは特定の国籍の外国人を排斥する差別的言動（ヘイトスピーチ）が社会的問題となっている。

昨年、国際連合自由権規約委員会は、「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」上の人種差別に該当する差別的言動の広がり懸念を示し、締約国である我が国に対し、このような差別的言動に対処する措置を探るべきとの勧告をした。

更に、国際連合人種差別撤廃委員会も我が国に対し、法による規制を行うなどのヘイトスピーチへの適切な対処に取り組むことを強く求める勧告を行っている。

最近では、特定の民族・国籍の外国人に対する発言を、人種差別に当たるとして違法性を認めた京都地方裁判所及び大阪高等裁判所の判決を認める決定を、昨年12月に最高裁判所が下したところである。



一方で、ヘイトスピーチの規制に当たっては、日本国憲法が保障する表現の自由を制限することにつながることはないよう慎重に検討する必要がある。

よって、国会及び政府におかれては、表現の自由に十分配慮しつつも、ヘイトスピーチの根絶に向けた法整備を含む対策の強化を速やかに検討し、実施されるよう強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年（2015年）9月29日

三 次 市 議 会

以上であります。全員の御賛同をいただきますようお願いし、提案理由の説明といたします。

○議長（沖原賢治君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（沖原賢治君） 質疑なしと認めます。

討論願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（沖原賢治君） 討論なしと認めます。

これより発議第10号を採決いたします。

お諮りいたします。

本意見書案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（沖原賢治君） 御異議なしと認めます。

よって発議第10号ヘイトスピーチの根絶に向けた法整備を含む対策の強化を求める意見書（案）は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第9 発議第11号 地方創生に係る新型交付金等の財源確保を求める意見書（案）

○議長（沖原賢治君） 日程第9、発議第11号地方創生に係る新型交付金等の財源確保を求める意見書（案）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

（14番 林 千祐君、挙手して発言を求める）

○議長（沖原賢治君） 林議員。

〔14番 林 千祐君 登壇〕

○14番（林 千祐君） ただいま御上程となりました発議第11号について、提出者を代表して提案理由の説明を申し上げます。

提出者は、大森俊和議員、久保井昭則議員、亀井源吉議員、宍戸 稔議員、杉原利明議員、齊木 亨議員、桑田典章議員、小池拓司議員と私、林 千祐でございます。

本案は、地方自治法第99条及び三次市議会会議規則第14条の規定により提出するものでございます。

案文の朗読をもって提案理由の説明にかえさせていただきます。

発議第11号

地方創生に係る新型交付金等の財源確保を求める意見書（案）

将来にわたっての人口減少問題の克服と成長力の確保の実現のためには、総合戦略の政策パッケージを拡充強化し、地方創生の深化に取り組むことが必要である。

政府は6月30日、平成28年度予算に盛り込む地方創生関連施策の指針となる「まち・ひと・しごと創生基本方針2015」を閣議決定した。

今後は、全国の自治体が平成27年度中に策定する地方版総合戦略の策定を推進するのと同時に、国はその戦略に基づき事業など、地域発の取組を支援するため、地方財政措置における「まち・ひと・しごと創生事業費」や平成28年度に創設される新型交付金など、今後5年間にわたる継続的な支援とその財源の確保を行うことが重要となる。

よって、政府においては、地方創生の深化に向けた支援として、次の4項目について実現するよう強く要請する。

- 1 地方財源措置における「まち・ひと・しごと創生事業費」と各府省の地方創生関連事業・補助金、更には新型交付金の役割分担を明確にするとともに必要な財源を確保すること。
- 2 平成27年度に創設された「まち・ひと・しごと創生事業費（1兆円）」については、地方創生に係る各自治体の取組のベースとなるものであるから、恒久財源を確保の上、5年間は継続すること。
- 3 平成28年度に創設される新型交付金については、平成26年度補正予算に盛り込まれた地方創生先行型交付金以上の額を確保するとともに、その活用については、例えば人件費やハード事業等にも活用できるなど、地方にとって使い勝手のよいものにする。
- 4 新型交付金事業に係る地元負担が生じる場合は、各自治体の財政力などを勘案の上、適切な地方財政措置を講ずるなど意欲のある自治体が参加できるよう配慮すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年（2015年）9月29日

三 次 市 議 会

以上であります。全員の御賛同をいただきますようお願いし、提案理由の説明といたします。

○議長（沖原賢治君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（沖原賢治君） 質疑なしと認めます。

討論願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（沖原賢治君） 討論なしと認めます。

これより発議第11号を採決いたします。

お諮りいたします。

本意見書案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(沖原賢治君) 御異議なしと認めます。

よって発議第11号地方創生に係る新型交付金等の財源確保を求める意見書(案)は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第10 発議第12号 参議院本会議における安保関連法案の採決に抗議をする意見書(案)

○議長(沖原賢治君) 日程第10、発議第12号参議院本会議における安保関連法案の採決に抗議をする意見書(案)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

(11番 宍戸 稔君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 宍戸議員。

[11番 宍戸 稔君 登壇]

○11番(宍戸 稔君) おはようございます。

ただいま御上程となりました発議第12号について、提出者を代表して提案理由の説明を申し上げます。

提出者は、國岡富郎議員、平岡 誠議員、竹原孝剛議員、大森俊和議員、池田 徹議員、保実 治議員、須山敏夫議員、新家良和議員、山村恵美子議員、桑田典章議員、鈴木深由希議員、小池拓司議員、と私、宍戸 稔でございます。

本案は、地方自治法第99条及び三次市議会会議規則第14条の規定により提出するものでございます。

案文の朗読をもって、提案理由の説明にかえさせていただきます。

発議第12号

参議院本会議における安保関連法案の採決に抗議をする意見書(案)

政府は、参議院本会議において安保関連法案を採決した。

国民の約6割が、この法案が憲法に違反するものとして反対し、8割を超える国民がこの法案の内容を理解できていないとして、今国会で可決すべきでないとして表明してきた。9月15日の中央公聴会において学生団体は、「国会審議を延ばしても国民の理解を得られなかったのだから可決は無理だ」と訴えた。この主張こそが国民の声である。安保関連法案がなぜ今必要なのか、その理由さえ政府から説得力のある答弁はないままであり、今国会成立を評価する層でも説明が不十分との見方が多い。

集団的自衛権は、日本が直接攻撃を受けていないが、他国が攻撃を受けたことを根拠に他国を助けるためのものであるが、法案では、日本国民の生命や権利に明白な危険が迫る存立危機事態でなければ行使できないことになっている。これらは矛盾している。安倍首相が示したホルムズ海峡の機雷除去についても、現実問題として発生することを具体的に想定しているものではないとして、集団的自衛権行使の事例を事実上撤回している。また、憲法を法案に合わせるとの防衛大臣の国会答弁のように、国会審議は極めて異常に推移してきた。

全国から連日連夜、数万人もの市民、高校生、大学生、戦争体験者などが近年にない規模で国会を取り囲むなど、世論の強い反発があった。立憲主義、平和主義、民主主義を否定するなどの抗議行動を重ねてきた。同時に、全国の地方議会からも法案反対、慎重審議を求める意見書が政府に提出されてきた。法案が憲法に違反するのではないかとの議論が国民から沸き起こり、このような抗議行動が全国各地で展開され、広がり続ける中での採決は議会制民主主義の崩壊である。

私たちは、政府が国の在りようを根本から変革しようとする法律を制定することに対して、国民にその内容の是非を問い、十分な期間と議論の場を設けて、立憲主義、民主主義に基づいた取り扱いを求めてきた。日本は戦争を放棄した平和国家であることで国際社会から信頼を得てきたが、その信頼を失いかねない。

よって、衆議院に続いて参議院で憲法規定に違反するのではないかと危惧されている安全保障関連法案を採決したことに強く抗議する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年（2015年）9月29日

三 次 市 議 会

以上であります。全員の御賛同をいただきますようお願いし、提案理由の説明といたします。

○議長（沖原賢治君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（沖原賢治君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論は、反対討論、賛成討論交互にお願いをいたします。

まず、反対の討論を許します。

（23番 久保井 昭則議員、挙手して発言を求める）

○議長（沖原賢治君） 久保井議員。

○23番（久保井昭則君） ただいま上程されました発議第12号、参議院本会議における安保関連法案の採決に抗議をする意見書（案）に対して、私は反対の立場で討論いたします。

この案文を読ませていただきますと、国民の6割が憲法違反、8割がこの法案の内容を理解していない、また集団的自衛権の矛盾等、その上で全国から多くの人が国会周辺で抗議行動された旨を書いてあります。順次述べさせていただきます。

まず憲法違反でないかということですが、憲法違反ではありません。憲法9条のもとで許されるのは、国民の命と平和な暮らしを守るための必要最小限の自衛の措置としての武力行使のみでございます。新三要件をみたまつ場合には、限定的な集団的自衛権の行使を容認いたしました。これはあくまで自衛の措置に限られ、他国を防衛すること自体を目的とする集団的自衛権の行使を認めたものではございません。世界各国と同様の集団的自衛権行使を認めるためには憲法改正が必要でございます。

また少しつけ加えますと、一部の憲法学者らが憲法違反と言い、話題になっております。しかし憲法学者、最高裁判所や内閣法制局長官OBらに共通しているのは、ただ憲法9条の条文について語っている点でございます。条文だけ見、語れば、確かに自衛隊そのものが違憲となります。しかしながら、憲法を語るなのであるならば、当然その前文と9条の整合性が重要でございます。

憲法違反でないから、日本は国連に加盟し日米安保安全保障条約を結びました。政府は国連憲章と日米安保条約が認める集団的自衛権について、1972年には行使せずと政治判断をいたしました。そして今回、国際環境が変わった今、保有する権利を限定的に行使すると政策的に判断したわけで、これは憲法上は何の問題もありません。また憲法の前文には世界平和を実現するために行動すると誇り高くうたっており、戦力の不保持などを記した9条だけ見るならば、国連平和維持活動PKOなどもそごを来してまいるわけでございます。

要するに、多くの憲法学者が、憲法違反としている自衛隊、PKO、日米安保条約等は、現在多くの国民に指示をされていることを考えますと、憲法学者が言うように国は動いてないのも事実でございます。まして、憲法13条で最大の尊重を要する国民の生存権と、その責任を負っているのは、行政をつかさどる内閣と国会でございます。

また、違憲かどうかの判断は我が国では最高裁判所が行うものでございます。国会において、衆議院、参議院の選挙制度改革、1票の格差について改正検討されているのも、最高裁判所の判断によるものでございます。

次に、国会を延長しても国民の理解が広がらないということでございますが、今回の法案の審議時間は、衆議院では116時間、参議院では100時間、過去に国論を二分しました国連平和維持活動、PKO協力法の審議時間を超えております。また質問時間の割合も衆議院では、野党が76%、参議院では野党が86%となっております。ただ国会審議を見ていると、与党である安倍総理の答弁はやじもあり、決して褒められたものではなかったのも事実でございます。もっと政府も答弁を整理する必要もあろうし、丁寧に説明責任をすべきであったと思います。

一方の野党も、質問の大部分を一般論や空想の世界の話ばかりで国会議員としての質問にはなっていなかったと私は思います。また本来は、マスコミやメディアは与野党に対して、真に議論すべき点を指摘しなければいけないのに、これができていない。単に国民の不安をおおるたぐいの話ではなく、現在の日本の安全保障環境の中で、具体的にどう国民を守るか、日本が国際社会に今後どのような形で貢献するかを、もっと突っ込んだ議論に導いてほしかったと思います。

また国会審議の中で、戦争立法、海外派兵、はては徴兵制に道を開くなど、国民の不安をおおることを目的としたレッテル張りの議論が、一部に野党に目立ち、本来の安全保証論議が進められなかったのが残念であり、最大野党でさえも対案を示せず、レッテル張りの議論で廃案を繰り返し、最後はマスコミやメディアを意識し、できるだけ可決されるのを遅くしようとのパフォーマンスをするだけでは、この上、何時間かけても国民を理解を得るための

議論はのぞめないのではないかと思います。結果として、参議院には野党から修正案や対案が出されました。修正案には真摯に対応し、維新の党の対案にも、協議に応じ、幅広い合意形成に務めてまいりました。

そういった努力の末に、国会の関与を強めることについて、野党3党の合意を得ましたが、これには維新の党との協議の成果も取り入れています。その意味では、期が熟した形で採決に至ったわけでございます。

採決では、日本を元気にする会、次世代の党、新党改革の野党3党の可決となったわけでございます。国会周辺では連日多くの方々の抗議行動が新聞やテレビ等で報道されました。今回、特に若い人たちの姿が多いのは本当驚きました。抗議活動に集まっておられた方々に対して、私は何も言う立場ではありません。これも1つの民意のあらわれでございます。

しかしながら議会制民主主義の我が国では、衆議院、参議院で審議をつくり、最終的には衆議院選挙、参議院選挙で国民の皆さんが選んだ国会議員、国民の付託を受けた国会議員が採決する。私はこれが最大の民意と考え、参議院での採決は是とするものでございます。

したがって、今回上程されました、参議院本会議における安保関連法案の採決に抗議する意見書(案)については反対とします。

以上です。

○議長(沖原賢治君) 次に賛成の討論を許します。

(10番 山村 恵美子議員、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 山村議員。

○10番(山村恵美子君) 私は発議第12号、参議院本会議における安保関連法案の採決に抗議する意見書(案)につきまして、賛成の討論を行います。

討論にあたりましては、国民の真の声を届けた上での討論を行いたいと思います。

この度、成立いたしました安全保障関連法につきましては、法の整備以前に、まずは改憲が必要であるという意見を含め、多くの憲法学者が違憲だと訴え、さらには内閣法制局長官OBや、元最高裁判所長官が法案の違憲性を談じております。国民からいたしましても、8割のさらなる審議を望む声が世論調査によって明らかになりましたが、その声は届くことなく、9月19日参議院本会議で可決成立いたしました。

昨年7月1日、閣議決定された集団的自衛権行使容認をするための憲法解釈の変更から、多くの国民が戦後70年間守り抜いてきた、戦争をしない日本が崩壊することへの懸念と不安を強く持つようになりました。安保法案に反対する日本全国で集会やデモが拡大していきましたが、そこに集まる人たちは、従来の反戦活動を展開する人たちだけではなく、一般の人たちが次々と声を上げていきました。特に、今まで政治に余り関心のない若者、子育て中の若いお母さんたち、関心はあってもアクションは起こしたことがない人たちが、戦争に踏み出してしまう危険性のある法案にノーと言いつけました。

第2次世界大戦中、男性は勇ましく戦うことがすべてとされ、女性は国のために戦う戦士を産み育て、戦地に送り出すため、あらゆるものを犠牲にして国に尽くしました。そしてす

べてを失ってしまった。そんな時代を二度と迎えてはならない。三次市女性連合会も一心にその思いを国に届けるため、三次市議団とともに署名活動を続けてまいりました。

今後も自分たちの子供や孫が戦地に行き、傷つき、あるいは他国の人たちを傷つけてしまう未来は絶対つくってはならないとの強い気持ちを多くの女性が持ち続けています。広島県女性議員有志20人も、法の成立前、法案の廃案を求めるアピールを内閣総理大臣、防衛大臣、衆議院議長、参議院議長、参議院安保特別委員長に送りました。その一文を読み上げますと「戦後70年間築いてきた平和の歩みが途絶えることを望みません。県内でも学生や若いママなど、かつてない幅広い層の反対の声が高まり、庄原市、三次市での議会を挙げた反対の動きが進む中、県民の理解が進んでいるとは到底言えません。よって私たちは命をはぐくむ女性として、党派や立場を超え、今国会での安全保障関連法案の採決を許さない」との内容を送り、成立後も国民の理解が得られない法は廃止すべきであるとの姿勢を持ち続けております。

200時間を超える審議の中で、到底国民が納得できる答えを見出せないまま成立となった安保法は廃止されるべきであります。

以上、参議院本会議における安保関連法案の採決に抗議する意見書（案）についての賛成討論といたします。

○議長（沖原賢治君） ほかに討論ありますか。

（17番 杉原 利明議員、挙手して発言を求める）

○議長（沖原賢治君） 杉原議員。

○17番（杉原利明君） 安保関連法案の採決に抗議をする意見書につきまして、反対の立場から意見を申し上げさせていただきます。

国会の前で言われている平和とは何なのかと思うと、私なりに思うのは、自分が平和ならいいのかなど。何もない1日を過ごし、酒を飲み、そうやって暮らしていく日々、これが平和なのか。我が国が例えば他国に侵略されたら降伏して、他国の属国になってでも今と同じような暮らしができれば平和のかなど、そんなことは、私は絶対はないと思うわけです。

我が国が建国以来ずっと独立ができたのは、元寇を追い払い、幕末に黒船を追い払い、そして先の大戦においても追い払っていった心ある名もなき志士の守ろうという、日本を守ろう、我が国を守ろうという心や犠牲のもとに今があるわけでありまして、今の平和は、当たり前ですが憲法9条が守ってくれている日本の独立ではないとまずは思うところを述べさせていただきます。

2013年イスラム過激派によって、アルジェリアの日系企業である日揮のプラントは襲われました。日本人10名を含む人質を取られ、なすすべもなく最終的には殺されてしまった。我が国の国民が今、海外に多く企業を持ち、工場を持ち、働いていられますけれども、例えば今後、ISを名乗る、国家の枠組みを越えたテロリスト集団に同じように襲われた際、我が国の国民を守るのは誰なのか。日本が守ってしかるべきであり、他国の軍隊だけに守っていただくということでは、私はいけないと思う。国民は日本が守って当たり前であります。ま

た北方領土や竹島は今も不法占拠されている。我が国の祖先の土地に帰れない国民が今日本にいます。これは平和なんでしょうか。

また、北朝鮮により愛する家族と無理やり引き離され、今も北朝鮮の国内で拉致拘束されておったり、亡くなられていた国民がたくさんいる。これが本当に今平和と言えるんだろうか。こういったところをしっかりと考えていけば、私は自分だけが今と同じような、これが平和の状況なんだと言える立場にはない。今も平和ではない、日本におりながら、日本に生まれながら犠牲となられた方は一杯いらっしやると思います。

そして、ずっとマスコミとか話を聞くにつけ、日本が侵略するという話ばかりが耳につくんですが、侵略される側という立場に立ったお話もないし、先ほど言ったように国民がどこかで誰かに襲われる話も余り聞かないわけですけれども、今回の法整備は平和安保法制であります。私は我が国、そして世界の平和を守るためにこの平和安保法制に賛成したいと思います。

この意見書の中に、今回の安保法制成立が、国際社会から信頼を失うという言葉もありますけれども、先月の時点で、米国は当たり前ですが、欧州連合EUも指示と賛同を表明していらっしやいますし、ASEAN外相会議においても議長声明の中で、この安保法制歓迎を明記されていらっしやいます。ドイツ、イギリス、フランス、イタリア、クロアチア、またアジアにおいても、ベトナム、カンボジア、ラオス、ミャンマー、フィリピンなど、既に、8月時点で世界46カ国の主要な国がこの法整備に、賛同を表明されていらっしやると。

この法案に懸念を示されている国は、例えば中国や韓国など、日本に今、緊張を走らせている国が言っていることであって、私は世界的に今後はこの44カ国以上に、今回の法整備により日本が世界に貢献できる国として評価されていくものと強く思い、この意見書に反対の討論とさせていただきます。

提出者に名を連ねてらっしやる皆様も、ぜひともこの御趣旨に賛同いただき、反対をしていただきたいことをお願いして、私の討論とさせていただきます。

○議長（沖原賢治君） 反対の討論を許します。ほかに討論ありますか。

（22番 竹原 孝剛議員、挙手して発言を求める）

○議長（沖原賢治君） 竹原議員。

○22番（竹原 孝剛君） 私は、発議第12号参議院本会議における安保関連法案の採決に抗議をする意見書（案）に対して、5つの理由を持って賛成討論を行います。

まず、9月17日の参議院の特別委員会、その議事録が、昨日参議院議員から聞きましたが、まだこれはできていない状況だそうです。そうした混乱の中の可決だったそうですが、そういう非常に強行的な、多数を頼んでの強行採決があったわけです。それで自民党、公明党などの多数を頼んで、こうした暴挙を行ったわけであります。戦争をしない国として、世界の人々から信頼を得てきた日本の国の進路が180度変わってきているわけであります。

日本国憲法を破壊するもので、このような暴挙を断じて許すわけにはいきません。立憲主義による国をつくってきたわけでありますが、憲法を制定して、それをもとにして政治を行



う立憲主義であります。このことを無視をして今回の法案は、採決をされたということになります。

法的安定性の欠如であります。法治国家でなく独裁国家になってしまう、民主的国家、国民民主権は崩壊をして、まさに戦前状態、一内閣、一主張だけでこのことを決めていく暴挙を行ったわけです。2つ目は、先ほども出ましたが多くの憲法学者、99%に及ぶ憲法学者や、元最高裁判所の裁判長や元法制局長官なども、明らかにこの法案は憲法違反であると言っています。

この安保法制が採決をしたとき、中学3年生の子供と話をしました。「このままで行けば戦争になるの」と問いかけました。私たちはどう答えるのでしょうか。どう自信を持って未来を担う子供たちに、戦争に行くことはないよ、戦争はないよと言い切れるのでしょうか。自信を持って平和国家であるということが言い切れなくなったのではないのでしょうか。平和国家であり続ける取り組みがぜひとも必要であります。

これは先ほどの討論でもありましたように、平和主義に基づいた外交努力や国際貢献、ある学者が言っているように、積極的平和主義とは、戦争のある状況はまだまだ消極的平和主義だ。積極的平和主義とは、貧困や困窮、そうした人々の困っていることを解決することが積極的平和主義なのだと言われています。その平和主義に基づいた外交努力や、国際貢献によって、世界平和の実現をリードすることが日本の進路であろうと思います。

3番目に、安保法制の必要性はないというふうに言えるのではないかと思います。国民に丁寧な努力を尽くすと述べてきましたが、この3カ月間で明らかになりました。先ほどもあったように、ホルムズ海峡の問題、親子の絵を描いて脱出をするアメリカ軍などの軍艦や軍用機を使用して、戦場から救出をするということを説明をしました。しかし、アメリカや諸外国が言うように、軍用機や軍艦で民間人を運ぶことはあり得ない。それは標的になるから。仮にあったとしたときには、軍用機や軍艦は標的になるから民間人を乗せるわけがないじゃないかというのが諸外国の言い分でありました。

そうしたことを受けて、その説明は、いつの間にか中谷防衛大臣が、国会でも答弁で明らかにしたように、必ずしも日本の民間人が乗っていないなくても、集団的自衛権の行使は行わないなど矛盾をした答弁をしてきております。さらに自衛隊員のリスクも明らかになっていません。戦争を途中で戦争を放棄してやめるのかという問いかけにも、これも明らかになっていません。

さらに他国にはある軍事権の発動、軍事権の命令は憲法に明記をされてあります。日本の国には、軍事権の発動などの内容については、憲法にも明らかにされていません。

このようにこれらさまざまなことで、この中身は非常に不十分であり、今この安保法制の必要はないと思います。安倍政権の詭弁であり、国民だましの説明であります。

4つ目は、安保法制採決で喜んでいるのは、先ほどもあったとおり、アメリカや諸外国の軍事費を削減できる場所にあります。アメリカの兵隊の4万人の削減も提言をされています。米軍費用の肩がわり、一機160億円もの戦闘機、オスプレイなど大量の購入をするよう

にしています。防衛費はいつの間にか5兆円にもなり、国民に消費税を導入しながら、財政の圧迫以外何ものでもありません。諸外国はこの肩がわり、戦争への肩がわりを非常に喜んでいるのは当たり前のことであります。そうでなくて、その費用は先ほども言ったように、貧困や困窮したところに平和的な施策を展開することが必要だろうというふうに思っております。

先ほどもありましたが、諸外国からも批判は挙がっています。これは条件付きで賛成ということでもあります。明らかによその国に侵略をするようなことが起こってはならないわけでありまして、そうしたことがあって戦前は行ったわけでありまして。そうした、この安保法制はすぐに撤回をすべきだというふうに思います。

5つ目の理由は、民主主義の崩壊以外何ものでもありません。先ほどもありましたように、採決前では国民の60%以上が反対であり、自民党の高村副総裁は、国民の理解が得られなくても成立させる、安倍総理は理解が得られなくても決めるときは決めるとして、話し合い、理解が十分行うことが民主主義の原理、原則であることを無視した暴挙でありました。この国民が理解できていない戦争法案は直ちに廃止、撤廃すべきであります。

最後に、昨夜の世論調査の結果を見ました。この戦争法案反対は、この法案ができる前の60%から71.3%になっていました。さらに大きくなっていました。賛成は25.69%と、これは下がっていました。どちらでもないというのが3.01%となっておりました。戦後敗戦70年、平和を希求し続けた国民の声を生かし、憲法を守り続けなくてはなりません。

武力でなく粘り強い平和主義に基づいた外交努力、国際貢献によって、世界平和の実現をリードすることが日本の進路であり責務であります。

以上のことを述べて、賛成討論といたします。

○議長（沖原賢治君） ほかに討論ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（沖原賢治君） これをもって討論を終わります。

これより発議第12号を採決いたします。

本案は反対討論がありましたので、起立により採決をいたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖原賢治君） 起立多数であります。

よって発議第12号参議院本会議における安保関連法案の採決に抗議をする意見書（案）は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第11 陳情第2号 「三次市親水公園グラウンドゴルフ場の整備管理に関することについて」の取り下げの件

○議長（沖原賢治君） 日程第11、陳情第2号「三次市親水公園グラウンドゴルフ場の整備管理に関することについて」の取り下げの件を議題といたします。

本件については、陳情者から取り下げたいとの申し出がありました、これを許可することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(沖原賢治君) 御異議なしと認めます。

よって陳情第2号は取り下げを許可することと決しました。

以上で会期、今期定例会に付議された審議はすべて終了いたしました。

これにて、平成27年9月三次市議会定例会を閉会をいたします。

26日間にわたる御審議、大変御苦労さまでございました。

~~~~~ ○ ~~~~~

——閉会 午後11時53分——

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成27年9月29日

三次市議会議長 沖原賢治

会議録署名議員 杉原利明

会議録署名議員 齊木 亨